

令和 5 年 5 月 29 日(月)

EBPM 研究会 開催要項

こども家庭庁長官官房 EBPM 推進室

1. 経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和 3 年 1 2 月議決定)において、こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重複化していることから、今後のこども政策の推進にあたっては、こどもの意識やこども・家庭を取り巻く状況に関するデータや、こども・家庭を支援する機関や団体に関するデータ等を活用し、エビデンスに基づき、多面的に政策を立案し、評価し、改善していくこととしている。また、こども基本法案に対する附帯決議においては、こどもに関するデータや統計の活用にあたっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築することが求められている。

こうした経緯から、EBPM 推進室は有識者からなる研究会を開催し、こども政策の EBPM の在り方について検討を行うとともに、各府省庁等が実施している、こども・若者に関する調査や統計について現状を把握し、国際比較の観点も取り入れながら、政府として必要なデータ・統計を整理する。

2. EBPM 研究会で議論する内容

- 1) こども政策の EBPM が目指す姿(仕組み、体制、整備すべきデータ)
- 2) 目指す姿の実現に向けた工程表
- 3) 今年度に先んじて取り組んだ事項の報告

3. 研究会メンバー

こども政策の実務の多くは自治体が担うことから、研究会メンバーは自治体との協業経験が豊富な学識者ならびに自治体職員からなる 6 名(別添 1)とし、メンバーの互選により座長を置く。

本研究会の庶務は EBPM 推進室検証・評価係が行い、この要項に定めるもののほか、開催に必要な事項は、座長が EBPM 推進室検証・評価係と協議の上定める。

4. その他

研究会は有識者同士の忌憚のない議論を促すため、非公開とする。また、研究会の議事録と議事要旨は EBPM 推進室で進めているプロジェクトの効果検証に影響を及ぼしかねないため非公開とし、資料も同様の理由で一部非公開とする。ただし、年度末に議論の内容を報告書として公表する。